大阪市「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みロゴマーク使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市(以下「本市」という。)の「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みを表すロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 ロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

(使用できる範囲)

- 第3条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合は使用を認めない。
 - (1) 本市の信用や品位を損なう、又はそのおそれがあること。
 - (2) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用すること。
 - (3) 法令及び公序良俗に反する、又はそのおそれがあること。
 - (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用すること。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、その使用が第1条に定める使用目的に鑑みて 不適当であると市長が認めるとき。

(使用承認)

- 第4条 前条の規定による承認を受けようとする者は、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みロゴマーク使用承認申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、承認の可否を決定し、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みロゴマーク使用承認(不承認)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の承認に際し必要な条件を付することができる。

(遵守事項)

- 第5条 ロゴマークを使用するにあたり、次の各号を遵守すること。
 - (1) ロゴマークは形状を変更して使用しないこと
 - (2) ロゴマーク及び作成した製作物を商標登録又は意匠登録しないこと
 - (3) 有料販売する場合は製作物等の価格がロゴマーク使用前より高額とならないこと

(承認内容の変更)

第6条 第4条第1項の規定により提出した申請書に記載した内容を変更する場

合は、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みロゴマーク使用承認変更申請書(第3号様式)を市長に提出し、変更前にその承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、承認の可否を決定し、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みロゴマーク使用承認(不承認)変更通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の承認に際し必要な条件を付することができる。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(権利義務の譲渡制限)

第8条 申請者は、本要綱に定める権利義務の全部又は一部を第三者に承継若し くは引受けさせ、又は担保に供してはならないものとする。

(著作権侵害が発覚した場合の通知義務)

第9条 申請者は、万一、本件著作物が他人の著作権その他の権利を侵害し、又はそのおそれが生じたことが発覚した場合、直ちに本市に通知し、本市と協議の上善後策を講じるものとする。

(違反者等に対する取扱い)

- 第10条 市長は、ロゴマークを使用している者がこの要綱に違反したときは、その使用の差し止めの請求又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。
- 2 市長は、承認者がこの要綱に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により使用承認を受けたときは、その承認を取り消すことができる。
- 3 市長は、前2項の規定による請求等又は承認の取消しを受けた者に対して、 使用物件の回収を求めることができる。
- 4 本市は、次に掲げるものについて、一切の責任を負わないものとする。
- (1)前3項の規定による請求等、承認の取消し及び使用物件の回収その他ロゴマークの使用に関して使用者に生じた損害又は損失
- (2) 使用者が、ロゴマークの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失

(使用の禁止)

第11条 本市の都合により、本市はいつでもロゴマークの使用を禁止することができる。この場合、使用者が被った損害又は損失について、市は一切その責めを負わないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、 市長が別に定めることができる。

附則

- この要綱は、平成 29 年 12 月 18 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成30年7月12日から施行する。 附則
- この要綱は、令和元年5月21日から施行する。